○目録の数値について

目録に記載した数値の時点については、次の表のとおりである。なお、その後の取得・処分等により生ずる財産・債務の異動に伴って特別区の設置の日までに数量や金額が異動する。

土地・建物・工作物	大阪市公有財産台帳管理システムデータ（令和７年３月 31 日時点）
物品	大阪市財務会計システム物品管理データ（令和７年３月 31 日時点） （注）　取得価格 100 万円以上のものを抽出
動産、物権、無体財産権、株式、出資による権利、債権	令和６年度決算書「令和６年度大阪市財産に関する調書」ベース
基金	令和６年度決算書「令和６年度大阪市財産に関する調書」ベース
債務負担行為	令和８年度当初予算ベース（令和８年度以降支出予定額）
地方債	令和６年度決算ベース

※令和８年９月末日までに処分済みのもの、償還済みの債権、廃止済みの基金などは除外。
※準公営・公営企業会計にかかわるものについては、令和６年度各会計決算ベース。
※特別区・大阪府双方に利用される施設については、共同利用にあたり双方で協議・調整が必要なことから、主たる事務に紐づく特別区又は大阪府に記載。
※道路（市外）の土地実測面積及び土地台帳価格は、特別区数による等分。
※物品、債権のうち個別の貸付金、地方債のうち母子父子寡婦福祉資金貸付金については、特別区数による等分。